

議 会 運 営 委 員 会 協 議 結 果
(令和3年第3回定例会)

令和3年8月17日(火) 午前10時

1 会議録署名議員について

22番 周藤 雅彦 議員、1番 石渡 宏明 議員、2番 工藤 英人 議員 と決定

2 議案審議の方法について

議案番号	案 件	付託委員会 (省略)
(1) 議案第55号	過疎対策のための固定資産税の課税の特例条例案	総 務
(2) 議案第56号	市税条例の一部改正	
(3) 議案第57号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例条例の一部改正	
(4) 議案第58号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供条例の一部改正	
(5) 議案第59号	過疎地域持続的発展計画の策定	
(6) 議案第60号	住生活基本計画(住宅マスタープラン)の策定	経済建設
(7) 議案第61号	個人情報保護条例の一部改正	教育民生
(8) 議案第62号	学校設置条例の一部改正	
(9) 議案第63号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の一部改正	
(10) 議案第64号	家庭的保育事業等の設備及び運営基準条例の一部改正	
(11) 議案第65号	子どものための教育・保育の利用者負担額等条例の一部改正	
(12) 議案第66号	3年度一般会計補正(第5号)	総 務
(13) 議案第67号	3年度介護保険事業特別会計補正(第1号)	教育民生
(14) 議案第68号	3年度新里温水プール事業特別会計補正(第1号)	経済建設
(15) 議案第69号	2年度歳入歳出決算認定	決算特別
(16) 議案第70号	2年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分	
(17) 議案第71号	2年度水道事業会計決算認定	
(18) 議案第72号	2年度下水道事業会計決算認定	
追 加 予 定	人事案件2件(人権擁護委員)	省 略

3 議事日程について（別紙のとおり）

通常、決算議会は初日に一般議案を上程し、2日目に決算議案を上程しているが、初日に一般議案と決算議案を上程する。

監査委員及び監査委員事務局長の入場については、日程第9が終了したところで休憩し、休憩中に監査委員及び監査委員事務局長が入場する。

決算議案上程後の市長の決算総括等については、協議事項14その他の（1）本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止についてを参照のこと。

4 会議日割予定について

8月26日（木）	本会議（一般議案上程付託及び 決算議案上程、特別委 員会設置付託まで） 決算特別委員会 （正副委員長互選）	5日（日）	休会
		6日（月）	休会〔事務整理日〕
		7日（火）	休会〔事務整理日〕
		8日（水）	休会〔議会運営委員会〕
		9日（木）	休会〔事務整理日〕
27日（金）	休会（総務委員会）	10日（金）	休会〔事務整理日〕
28日（土）	休会	11日（土）	休会
29日（日）	休会	12日（日）	休会
30日（月）	休会（経済建設委員会）	13日（月）	休会〔事務整理日〕
31日（火）	休会（教育民生委員会）	14日（火）	休会〔事務整理日〕
9月1日（水）	休会（決算特別委員会）	15日（水）	本会議（委員長報告ほか）
2日（木）	休会（決算特別委員会）	16日（木）	本会議（一般質問）
3日（金）	休会（決算特別委員会）	17日（金）	本会議（一般質問）
4日（土）	休会		

5 会期について 8月26日（木）から 9月17日（金）までの23日間

6 一般議案の質疑通告 8月19日（木）午後5時まで

7 討論の通告 9月 6日（月）午後5時まで

8 決算総括質疑 今回は行わない。

9 決算特別委員会の設置

（1）委員の構成 正副議長及び監査委員を除く議員19名で構成する。

（2）審査日程及び時間

正副委員長互選を含めて開催日数は4日間とする。2日目から4日目の会議時間は午前9時30分に開始し、午後5時までに、その日の審査を終了する。ただし、4日目については、ロスタイムや採決の状況により午後5時を過ぎることも考えられるので、柔軟に対応する。休憩時間については、協議事項14その他の（2）決算特別委員会における新型コロナウイルス感染拡大防止についてを参照のこと。

(3) 決算特別委員会質疑予定書を参考に円滑な委員会運営に努める。

一般会計歳出11款以降、歳入、特別会計等、水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び水道事業会計・下水道事業会計に関する質疑については、質疑を予定する委員が必ず質疑予定書に記載するものとする。

質疑予定書については、8月27日（金）正午までに議会事務局へ提出する。

(4) 持ち時間制

・持ち時間は、前回の予算特別委員会と同様に答弁を含めず質疑のみ1人45分とする。

会派についても前回同様に、持ち時間1人45分に正副議長を除く会派人数を乗じるのではなく、個人の持ち時間のみ45分とする。

・残時間の表示については、前回同様に公表しないものとし、各委員への周知は、午前中及び午後5時の審査が終了した時点で委員の残り持ち時間表を議会事務局職員が会派室及び無会派控室に持参し把握してもらうこととする。なお、それ以外で、残時間を適宜知りたいときは、委員各自で事務局に問合せすれば、その場で報告してもらえるようにする。

・残時間の告知は従前どおり、委員の残り持ち時間10分を目安に、委員長は委員に告知する。

10 一般質問

(1) 質問順序

1	創志会	2	クラブ21	3	飯島議員	4	創志会	5	そうぞう未来
6	公明クラブ	7	創志会	8	そうぞう未来	9	クラブ21	10	創志会
11	日本共産党	12	そうぞう未来	13	歌代議員	14	創志会	15	そうぞう未来
16	クラブ21	17	創志会	18	公明クラブ	19	そうぞう未来	20	創志会
21	日本共産党	22	そうぞう未来						

(2) 締切日 9月7日（火）午後3時まで

11 請願

(1) 継続審査中の請願

なし

(2) 新規に予定される請願

2～3件

1 2 議員提出議案

(1) 予定される議員提出議案

1～2件

(2) 締切日 9月 6日(月) 午後5時まで

1 3 桐生地域医療組合議会議員の選挙について

- ・選出方法および選出予定者は下記のとおり。
- ・1名を選挙(指名推選による)により選出する。
- ・選出予定者 星野 浩之 氏(桐生市歯科医師会長)

1 4 その他

(1) 本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止について

前回第2回定例会と同様の対応とする。詳細は下記のとおり。

①一般質問については、通常どおり1人40分の時間で実施する。

②開会・開議前の全員協議会は、議員表彰がないことから議会運営委員会委員長報告を議場に配付することで省略する。

③マスクを着用しマスクを着用したままの発言とする。

④一般傍聴については、県のガイドラインにおける警戒度が最も高い「4」となっている現状や昨今の市内・県内外の感染状況を鑑みて、再開は断念し、ご遠慮いただくものとする。

なお、このことについては、市のホームページやふれあいメールにて周知をさせていただき、もし来庁された場合には、1階ロビーにて中継をご覧いただく。

⑤議場等の扉類は開放する。

⑥議案等説明は省略する。

⑦議員の議席は前回同様とし、市長等当局職員の座席や出席についてはコロナの状況に合わせて臨機応変に対応する。

⑧発言者からの飛沫を考慮し、議長席、演壇、質問席の3か所にアクリル板を設置する。

⑨討論や一般質問等で発言者が変わることから、共有する演壇と質問席のマイク等を発言が終了ごとに消毒する。

⑩議員席後方にクリーンパーティションを設置する。

なお、8月26日に決算議案が上程された後の市長からの決算総括及び代表監査委員からの審査報告説明については、事前に資料が配付されていることから可能な限り簡略化することで実施し、副市長からの議案説明については省略する。

(2) 決算特別委員会における新型コロナウイルス感染拡大防止について

昨年と同様の対応とする。詳細は下記のとおり。

通常より長めに休憩を取り、可能な限り3密を回避する。

会場レイアウトについては、議員及び市長等当局職員が一つの机に一人ずつ着席するため、今までどおりのレイアウトでは実施できない。今まで正庁3に控えていた職員について、今回は、一部正庁3に控えるが、入室できない職員については、会議の音声を本会議場や各会派の控え室

など議会棟内の全ての部屋に流すことが可能なことから、議会棟内の第1応接室や第2応接室等に待機して対応する。

本会議場についても応接室等で対応できない場合には、議員の議席や市長等当局職員の席に座るのではなく、パイプ椅子を持ち込むなどの対応により職員が控えることを許可する。

委員会の一般傍聴については、本会議同様にご遠慮いただく。

また、飛沫感染予防のため、委員と委員の席の間、および当局席の席と席の間にアクリル板を設置する。

(3) 各常任委員会等における新型コロナウイルス感染拡大防止について

本定例会における各常任委員会等の会議の音声を試行的に議会棟内に流し、正庁への出席者を減らすことで可能な限り3密を回避する。

議員が傍聴するため正庁に行かなくて済むことから、従来の傍聴議員に対する協議会等における当局からの報告の資料配付については、委員長の許可があった場合、今まで同様に資料を配付できるような対応とする。

なお、委員会の一般傍聴、アクリル板の設置については、決算特別委員会と同様とする。

(4) 一般質問答弁中における持ち時間終了時の対応について

議長から「市長等執行部側の答弁中に議員の持ち時間が終了した場合、時間が切れた旨等を宣告しなくても事前に必要と認めたものとみなすことでそのまま続け、答弁が終了した時点で一般質問終了としたい。」旨の発言があり、了承された。

なお、本件については第3回定例会から運用を開始することや一般質問実施要領4のただし書きの次に、「この場合において、議長は、運用上質問時間の終了等を宣告しなくてもその答弁を認めたものとみなす。」の一文を追加することも了承された。

また、本件に係る執行部への周知について議長から総務部長に依頼があった。

(5) 行政視察旅費についての申し合わせ事項について

園田議会改革調査特別委員長から、「行政視察旅費についての申し合わせ事項の見直しを行った結果として、同事項第3項に「なお、視察先において、資料代や負担金等が生じる場合など、特別な事情がある場合には、必要に応じて視察旅費の予算を流用できるものとする。」の一文を追加することが同委員会で決定したため、本件を議会運営委員会の申し合わせとして承認いただきたい。」旨の発言があり、了承された。

令和3年桐生市議会 第3回定例会 議事日程第1号

令和3年8月26日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 桐生地域医療組合議会議員の選挙
- 日程第 4 議案第55号 桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例案
議案第56号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案
議案第57号 桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第58号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第59号 桐生市過疎地域持続的発展計画の策定について
(委員会付託まで)
- 日程第 5 議案第60号 桐生市住生活基本計画(住宅マスタープラン)の策定について
(委員会付託まで)
- 日程第 6 議案第61号 桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第62号 桐生市立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案第63号 桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第64号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第65号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案
(委員会付託まで)
- 日程第 7 議案第66号 令和3年度桐生市一般会計補正予算(第5号)
(委員会付託まで)
- 日程第 8 議案第67号 令和3年度桐生市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(委員会付託まで)
- 日程第 9 議案第68号 令和3年度桐生市新里温水プール事業特別会計補正予算(第1号)
(委員会付託まで)

- 日程第10 議案第69号 令和2年度桐生市歳入歳出決算の認定について
議案第70号 令和2年度桐生市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第71号 令和2年度桐生市水道事業会計決算の認定について
議案第72号 令和2年度桐生市下水道事業会計決算の認定について
(特別委員会設置付託まで)